

# ゆくえ 樋口判決の行方：大飯原発控訴審はどうか？

## 今日、話すこと

1. 一審樋口判決のおさらい
2. これまでの控訴審を振り返る
3. 控訴審第9回口頭弁論期日及び新たな展開

## 1. 一審樋口判決のおさらい

➡一次提訴：2012年11月30日（原告数154名）

➡二次提訴：2013年3月11日（原告数189名）

\*弁護団：77名（内新潟県弁護士会42名！？）

➡8回の口頭弁論期日で結審；2014年3月27日

➡判決：2014年5月21日

★「深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っていると言わざるを得ない。」

★「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富」

★「環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違い」

➡判決に至るターニングポイント：2014年1月22日（水）の第6回口頭弁論にて、関電側の対応の怠慢さに「なぜ期日までに提出しないのか、理解できない」と裁判所が不信感をほのめかし、回答次第では結審を視野に入れていたとした。

## 2. これまでの控訴審を振り返る

2014年11月5日、名古屋高裁金沢支部で控訴審の第1回口頭弁論。約2年間で9回の口頭弁論が行われた。2016年2月29日の第7回期日では、控訴審であることもあり既存の主張の範囲での審理を踏まえた結審をほのめかす。

## 3. 控訴審第9回口頭弁論期日及び新たな展開(2016/10/19)

### その1 弁論の更新

民事裁判では、裁判官が交代した場合、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならず、これを「弁論の更新」と呼びます。判決をする裁判官自らが弁論の聴取や証拠調べを行う原則（直接主義）からすれば、裁判官が交代したときは、証拠調べを最初からやり直すこととなりますが、それではあまりにも煩雑ですので、口頭弁論の結果を報告させる「更新手続」で済ませています。

実務では、交代した裁判官が法廷で「弁論を更新します」と言い、それを調書に書記官が「弁論更新」と記載（ゴム印を作って押している）するのみで更新手続

を完了させることが少なくありません。しかし、公害・薬害など、社会的関心の強い大規模訴訟では、新しい裁判官にもこれまでの審理経過を理解して、正しい判断をしてもらうため、相当の時間をとって、これまでの主張内容の概要を説明することがよく見られます。

## その2 「弁論の更新」に伴うプレゼン（約2時間）

### ① 福島原発事故の深刻な被害（控訴答弁書第2章第1） 島田広弁護士

福島原発事故により、人命の喪失を含む夥しい損害が生じた。現在も地域のコミュニティは破壊されたままである。同様の事故を二度と繰り返さないことが、今日における司法審査の出発点である。

### ② 基準地震動を超える地震が本件原発に到来する危険性 甫守一樹弁護士 （控訴答弁書第3章、第1・3・13・18・20・24・25準備書面）

島崎教授も指摘するとおり、本件原発の基準地震動策定は明らかな過小評価である。その他にも、本件原発には、耐専スペクトルを種々の口実を設けて採用しないなど、重大な問題点がある。

### ③ 新規制基準の不合理性、深層防護の欠如（第7・8・22準備書面など） 鹿島啓一弁護士

新規制基準には、諸外国の原発に盛り込まれているシビアアクシデント対策に重大な不備があり、避難対策に至っては皆無に近い。

そもそも、原発立地自体、国や電力会社が原発の危険性を熟知していたことを示している。

### ④ 一審被告の想定を超える津波が本件原発に到達する危険性 笠原一浩弁護士 （第4・10・19・22準備書面）

山本博文教授らが高浜町に津波の痕跡を発見し、天正期の大津波の可能性を指摘した（本件新知見）。これは、審査ガイド上、考慮に入れられなければならない。他にも若狭湾には多数の津波の伝承がある。また、島崎教授は、若狭湾近辺の津波に関する国の評価は過小評価であると指摘している。

### ⑤ 本件原発の不要性（第2準備書面第2） 円居愛一郎弁護士

日本のエネルギー安定供給にとって、原発は不要である。近年の化石燃料輸入「額」の増加は、為替レートの変動（円安）によるものであり、輸入「量」は増えていない。従って、火力発電の焚き増しを理由とする国富流出論は誤りである。また、温室効果ガス削減にとっても原発稼働の必要性はなく、原発事故によるすさまじい環境破壊こそ第一に考えるべきである。

さらに、原発の発電コストは高い。廃炉費用、20兆円に及ぶであろう賠償費用等を正確に計算すると、20円/kwh以上になる。2014年ブルームバーグ・ニュー・エナジー・ファイナンス（BNEF）の調査報告書による

と、原発の発電コストは、廃炉費用を入れずに約15円/kwh、天然ガス火力発電は約9円と計算している。

電力自由化を迎えて、政府が原発に対する特別保護策、廃炉費用を新電力に負担させる方針等を打ち出したことは、自由競争に反して特別な保護を与えない限り、原子力発電はもはや成り立たないということ＝元々経済性がなかったことを示している。

### その3 新たな展開

▲一審被告代理人：陳述の中には、従前、主張していないものもある。訴訟上の取扱については、ご配慮いただきたい。

★裁判長：次回期日までの主張・立証のご予定は。まず原告から。

◆一審原告代理人・笠原弁護士：今回一審被告から出た準備書面の反論と、また法学者からの意見書が集まりつつありますので、その提出及び意見書を踏まえた準備書面を作成予定です。

★裁判長：前日期日では、大間原発訴訟の調書も出すと言っていたようですが。

◆一審原告代理人・海渡弁護士：今後、3月まで尋問が行われることになっています。尋問調書を提出いたします。

★裁判長：被告の方はいかがでしょうか。

▲一審被告代理人：口頭陳述を含め、主張立証は尽くしております。次回には総括的な準備書面を提出いたします。

◆一審原告代理人・河合弁護士：既に申請していた証人申請及び生データの文書提出命令についてはどのようになるのですか。

★裁判長：まだ判断しておりません。現時点では判断を留保します。裁判所としては、当裁判所は、最も重要な争点は地震、特に基準地震動と認識しております。原告被告とも議論を尽くして頂きましたが、控訴審段階において新たな問題点が惹起されました。一審被告も若干ですが基準地震動を見直しされました。裁判所としては従前申し上げた通り、審理は既に終結段階に近づきつつあると思いますが、基準地震動についての理解を正確にし、また控訴審段階での問題意識を反映させるため、地震の専門家を最低1人呼びたいと思います。どなたがよいかという問題がありますが、この点原告の意見もおありでしょうが、島崎先生については呼出とあります。協力頂けそうでしょうか。また、出して頂いた陳述書では速記録を作るのに支障がありますので、より詳細なものを頂きたいと思えます。また、次回期日までには、既に二審ですので、申請を考えている方については出し尽くして頂きたいと思えます。審理の方針としては、さらなる証人尋問をさらにやるかどうかは、1回やってみてからや

るかどうかを考えます。地震の専門家三人のうち、一番お呼びしたい方はどなたでしょうか。原告側で考えがあれば聞かせてほしい。

◆一審原告代理人・海渡弁護士：一人ならば島崎邦彦氏です。学会でも基準地震動の問題について発表していますし、裁判所から呼び出しがあれば必ず出廷すると思われれます。ただ、原告側に協力するというスタンスの方ではありませんので、陳述書は難しいと思います。代わりに、島崎先生が執筆された論文をお出しします。原告側に協力的ということであれば長沢先生がよいと思います。可能ならば最初に島崎氏、より詳細には長沢啓行氏の証人喚問をお願いできないでしょうか。

★裁判長：裁判所としてもできるだけ中立的な人が好ましいと考えています。

◆一審被告代理人：基準地震動の理解のため1人お呼びすることは了承します。しかし、陳述書が難しいということであれば、採否の検討や反対尋問の準備もありますので、詳細な尋問事項をお願いします。さらに1人採用することは反対です。

★裁判長：採否についてはこれから考えますが、詳細な尋問事項があった方が、島崎先生にとってもありがたいと思います。また、被告でも、聞きたいことがあるなら、反対尋問の性質上強くは言えませんが、できれば尋問事項を出して頂けるとありがたいです。

▲一審被告代理人：反対尋問という性質上、難しいと思います。

◆一審原告代理人・河合弁護士：では双方申請（原告・被告双方が同一の証人を申請すること）になさってはどうか。

▲一審被告代理人：法廷でお聞きするよりも、書面の方が知見を正確に理解できると思います。

◆一審原告代理人・鹿島弁護士：一審被告は、主尋問の範囲内で尋問するというのでよいでしょうか。

▲一審被告代理人：はい、主尋問の範囲内、いや主尋問を弾劾する範囲内で行います。

○中嶋哲演氏：原告の一人ですが一言、発言してよろしいでしょうか。今回の法廷運営有難うございました。証人尋問の采配については感謝申し上げます。ところで福島の事故がなければあの一審判決もなかったことを考えるならば、科学技術面での検証に加えて、現地検証は不可能としても、事故の被害者の話も聞いていただけないでしょうか。ぜひご一考ください。

★裁判長：島崎先生については、次回期日に採用するかどうかを判断します。一審原告は、前もって島崎先生のご予定をお聞きしてください。次回期日は前回決めた通り1月30日午後2時からとします。次々回期日は4月24日午後2時、もしこの日に島崎先生が差支えなら4月26日午後2時とします。